

令和元年 6 月 26 日  
人事課長 新田町 弘幸  
TEL 076-225-1240  
内線 3400

## 行政庁舎等における受動喫煙防止対策について

健康増進法の改正に伴い、行政庁舎等（第一種施設）は、本年 7 月 1 日より「原則敷地内禁煙（ただし、屋外に法令の基準を満たした喫煙場所を設置可）」となるなど、受動喫煙防止対策が強化されることとなるため、本県では下記のとおり対応することとします。

### 1 第一種施設の対応

#### （1）本庁（行政庁舎）

屋外に喫煙場所を設置

- ・ 行政庁舎と警察庁舎との間にある駐輪場の一部を改修して設置
- ・ 既存の屋内喫煙室は廃止

#### （2）出先機関（79 施設）

##### ア 行政機関（72 施設）

敷地内禁煙（19→32 施設）、屋外喫煙場所設置・存置（53→40 施設）

##### イ 病院、児童福祉施設等（7 施設）

敷地内禁煙（7 施設とも、従前より敷地内禁煙実施済）

### 2 第二種施設の対応

議会庁舎、美術館、歴史博物館などの第二種施設については、「原則屋内禁煙」となる法施行（来年 4 月 1 日）までに、必要な受動喫煙防止対策を実施

#### （備考）職員への周知

下記事項を全職員に周知

- ・ 法改正の概要、受動喫煙防止対策の徹底（喫煙禁止場所での禁煙の徹底など）
- ・ 職員の健康保持増進の充実（職員診療所における禁煙外来の活用など）
- ・ 勤務時間中の喫煙の自粛